

# 令和2年度地方財政対策の概要と主な論点

## — 財政需要が増加する中での一般財源総額の確保 —

内山 裕貴  
(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 近年の地方財政対策
  - (1) 地方財政対策の役割
  - (2) 地方財源不足に関する地方交付税法第6条の3第2項の対応
3. 地方財政に関連する各種施策の動向
  - (1) 地方法人課税の偏在是正措置
  - (2) 防災・減災等に係る地方財政計画における対応
  - (3) まち・ひと・しごと創生事業費の創設と普通交付税における算定
  - (4) 会計年度任用職員制度の創設
4. 令和2年度地方財政対策策定までの経緯
  - (1) 「経済財政運営と改革の基本方針」における地方財政への言及
  - (2) 令和2年度予算に係る地方交付税の概算要求
  - (3) 国と地方の協議の場、財政制度等審議会及び地方財政審議会における議論
5. 令和2年度地方財政対策及び財政収支見通しの概要
  - (1) 総務・財務両大臣合意を経て決定された地方財政対策の概要
  - (2) 令和2年度地方交付税総額の状況（通常収支分）
  - (3) 令和2年度地方財政収支の見通し
  - (4) 地方六団体による評価
6. 主な論点等
  - (1) 今後の地方交付税総額と地方財政の健全化
  - (2) 偏在是正措置で生じた財源による新たな算定費目の活用
  - (3) 防災・減災対策の推進に係る今後の財政措置
  - (4) まち・ひと・しごと創生事業費の算定の在り方
  - (5) 会計年度任用職員制度の施行に伴う財源確保と運用上の課題
7. おわりに

## 1. はじめに

令和2年度地方財政対策は、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」の閣議決定（令和元年6月21日）、令和2年度予算の概算要求の後、「国と地方の協議の場」等における議論や総務大臣と財務大臣の合意を経て、令和2年度予算（概算）の閣議決定（令和元年12月20日）によりその枠組みが定められた。

令和2年度地方財政対策では、地方税及び地方交付税の増加等を背景に、一般財源総額は前年度を約0.7兆円上回る約63.4兆円となった。地方財源不足額は対前年度約0.1兆円増の約4.5兆円となったものの、折半対象財源不足は2年連続して生じず、臨時財政対策債の発行額を約0.1兆円縮減するとともに、その残高も約0.5兆円縮減される見込みとなっている。

本稿では、令和2年度地方財政対策の策定に至る経緯とその概要を紹介するとともに、地方財政の健全化、偏在是正財源による新たな算定費目の活用、防災・減災対策、まち・ひと・しごと創生事業費の算定、会計年度任用職員制度の施行に伴う財源確保等の諸課題についても言及することとしたい。

## 2. 近年の地方財政対策

### （1）地方財政対策の役割

地方公共団体は、教育、警察、消防など国民生活と密接に関係する行政サービスを一定の水準で提供しており、多くの事務において、法令による基準の設定や実施の義務付けがなされている。そこで国として、全ての地方公共団体が法令によって義務付けられた事務事業等を円滑に実施するための財源を保障するため、毎年度、内閣によって、翌年度の地方公共団体の標準的な行政水準に係る歳入歳出総額の見込額に関する書類（いわゆる「地方財政計画」）が策定されている<sup>1</sup>。

総務省は国の予算編成作業と並行して地方財政計画の策定作業を進め、その過程において翌年度の地方財政全体の収支が算定され、所要の財源との間に過不足が発生する場合、それが均衡するように財源対策が行われる。この財源対策が地方財政対策であり、国の予算の概算決定に先立ち、総務省と財務省の折衝が繰り返された後に決定される。

具体的には、地方債の増発や国の一般会計からの加算等の財政措置が講じられ、これらを踏まえた地方財政計画の策定を通じて、地方財政全体として標準的な行政水準を確保するために必要な財源が保障される仕組みとなっている。

### （2）地方財源不足に関する地方交付税法第6条の3第2項の対応

地方交付税法（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項では、地方交付税の原資となる国税収入の法定率分（令和2年度は、所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税

---

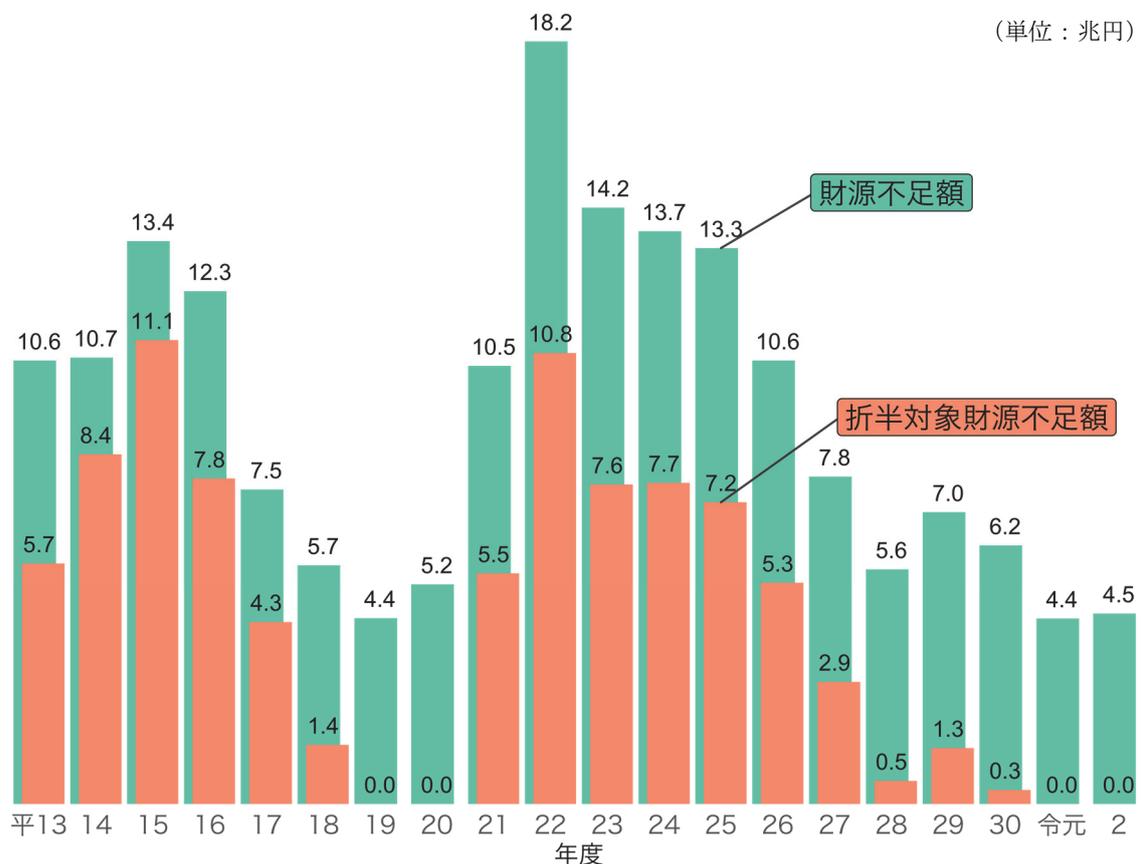
<sup>1</sup> 地方交付税法第7条では、内閣は、「翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。」と規定している。国会には、例年2月上旬に提出されている。

の 19.5%<sup>2</sup>、地方法人税の全額)が、必要な地方交付税総額と比べて著しく異なることとなった場合には、「地方行財政の制度改正」又は「法定率の変更」を行うものとして規定している。

これについて総務省は、①地方財政対策を講じる前に、通常の場合により算出される歳入歳出におけるギャップ(財源不足額)があり、②その額が法定率分で計算した普通交付税の額のおおむね1割程度以上となり、③その状況が2年連続して生じ、3年以降も続くと見込まれる場合に、地方行財政の制度改正又は法定率の変更を行うものとしている<sup>3</sup>。

近年の地方財政は、景気の低迷による税収の落ち込み、社会保障関係費等の財政需要の増加、高水準で推移する公債費などの複合的な要因により巨額の財源不足が恒常的に発生しており、平成8年度以降、25年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する財源不足が生じている。

図表1 地方財政対策におけるこれまでの財源不足額と折半対象財源不足額



(注1) 税制改正に伴う減収による財源不足を除く。

(注2) 平成16年度の財源不足額は交付税特別会計借入金償還額繰延前の額である。

(注3) 平成21年度の折半対象財源不足額は、国が負担した特別交付金、臨時財政対策債への特別交付金相当額の上乗せ分(地方負担分)を含んでいる。

(出所) 各年度の地方財政対策に係る総務・財務両大臣覚書より作成

<sup>2</sup> 消費税の法定率は、平成30年度までが22.3% (消費税率換算1.40%)、令和元年度が20.8% (同1.47%)、令和2年度以降が19.5% (同1.52%)と定められている。

<sup>3</sup> 第19回国会参議院地方行政委員会会議録第32号18頁(昭29.5.4)等より。

しかしながら、国の財政も厳しい状況にあり、法定率の引上げは困難である等の理由から、平成 27 年度に「法定率の変更」が行われたほかは<sup>4</sup>、「地方行財政の制度改正」で対応されてきた。平成 13 年度には、地方の財源不足額のうち、財源対策債の発行や、国の一般会計加算（既往法定分<sup>5</sup>等）などを除いた残余の財源不足額（折半対象財源不足額）を国と地方が折半して補填することを基本的な形とする新たなルール（以下「折半ルール」という。）が制度化された。

これに基づき、国は折半対象財源不足額の 2 分の 1 を一般会計から加算（臨時財政対策特例加算）することにより地方交付税を増額し、残り 2 分の 1 は地方が特例地方債（臨時財政対策債<sup>6</sup>）を発行することにより補填してきた。折半ルールが制度化された当初は 3 年間の臨時措置とされていたが、その後も基本的に「地方行財政の制度改正」として 3 年間の措置の延長が続けられており<sup>7</sup>、平成 29 年度の地方財政対策においても、令和元年度までの 3 か年は従来と同様の折半ルールを継続することとされた。

地方財源不足額については、毎年地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項に該当する額が生じているものの、令和元年度には 11 年ぶりに折半ルールの対象となる財源不足額を解消し、翌令和 2 年度も引き続き発生しないとされている（図表 1）。

### 3. 地方財政に関連する各種施策の動向

#### （1）地方法人課税の偏在是正措置

地方法人課税については、地域間の財政力格差の拡大や消費税率の引上げに対応して税源の偏在是正措置が講じられてきた（図表 2）。

平成 20 年 10 月からは、法人事業税の一部を国税化し、その税収の全額を都道府県に譲与する地方法人特別税・譲与税制度が導入された。

平成 26 年 10 月からは、消費税率が 8 % 段階（平成 26 年 4 月～）となる対応として、法人住民税法人税割の一部を分離して地方交付税の原資とする（交付税原資化）とともに、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小（法人事業税への一部復元）することとされた。

消費税率が 10 % となる令和元年 10 月からは、法人住民税法人税割の更なる交付税原資化を進めた。また、地方法人特別税・譲与税を廃止し法人事業税に復元した上で、新たに特別法人事業税・譲与税制度を導入した。

同制度は、復元後の法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税（国税）とした上で、その全額を特別法人事業譲与税として都道府県に譲与するものである。特別法人事業税は令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することとされ、譲与税の譲与が始まる令和 2 年度からは、地方財政計画にも計上されることとなる。

<sup>4</sup> 平成 27 年度における法定率の変更は、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項に基づくものとしては昭和 41 年度以来 49 年ぶりの見直しである。ただし、法定率分の増は 900 億円程度（平成 27 年度当初ベース）とされており、折半ルールによる補填も行われた。

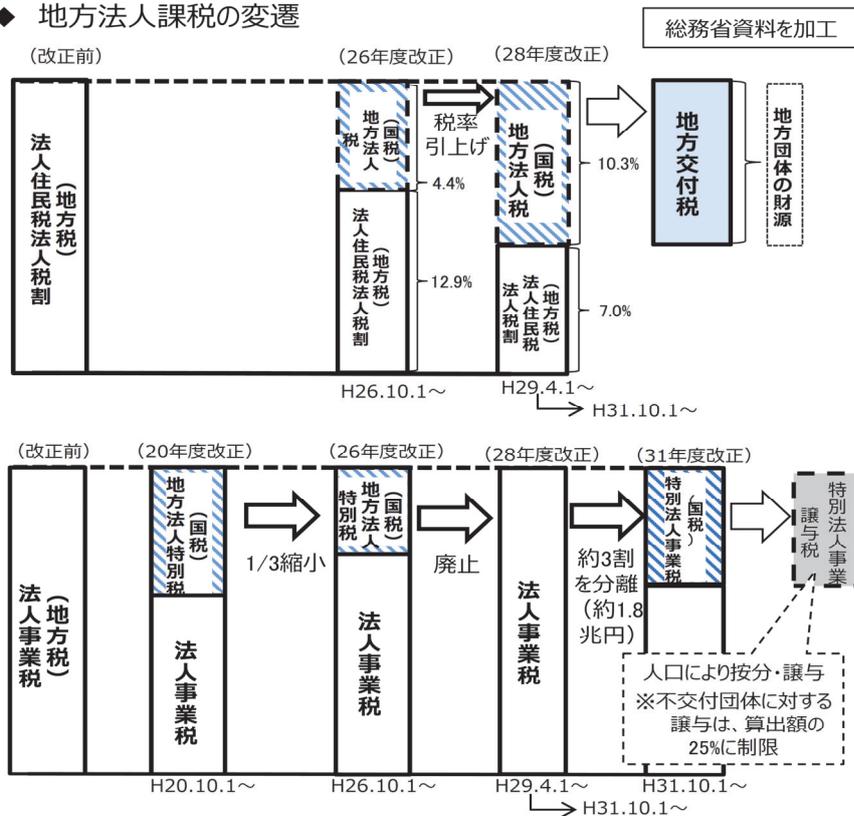
<sup>5</sup> 過去の地方財政対策に基づき、地方交付税法附則の定めるところにより国の一般会計から加算される額。

<sup>6</sup> 地方の一般財源の不足に対処するため、地方財政法第 5 条の特例として発行され、投資的経費以外の経費にも充てることができる地方債である。地方公共団体の実際の起債の有無にかかわらず、発行可能額の元利償還金相当額を後年度の基準財政需要額に算入することとされている。

<sup>7</sup> ただし、平成 22 年度は単年度の措置。

図表2 地方法人課税偏在是正措置の経緯

◆ 地方法人課税の変遷



(出所) 財政制度等審議会 (令和元年 11 月 6 日) 資料

(2) 防災・減災等に係る地方財政計画における対応

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を受け、東日本大震災の被災団体が復旧・復興事業に着実に取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の財政運営に影響を及ぼすことがないようにするため、平成 24 年度から、地方財政計画は通常収支分と東日本大震災分に区分して整理されている。

通常収支分においては、平成 25 年度に「緊急防災・減災事業費」が 4,550 億円計上され、平成 26 年度からは 5,000 億円が計上されてきた<sup>8</sup>。また、東日本大震災分では、平成 24 年度に「緊急防災・減災事業」、平成 25 年度から 27 年度までは「全国防災事業 (直轄・補助事業)」が実施されている。

平成 30 年には、全国各地で大規模な災害が発生したことを受け、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が閣議決定され (平成 30 年 12 月)、「防災のための重要インフラ等の機能維持」や「国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持」の観点から、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間で集中的に対策を実施することとされた。こ

<sup>8</sup> 平成 25 年度の地方公務員給与費削減に見合った事業費を平成 25 年度限りの措置として歳出に計上されたが、平成 26 年度地方財政対策において、平成 28 年度まで継続することとされた。その後、平成 29 年度地方財政対策において、対象事業を拡充した上で東日本大震災の復興・創生期間である令和 2 年度まで 4 年間延長することとされた。

れを受け、令和元年度の地方財政計画においては、「緊急自然災害防止対策事業費」を3,000億円計上する等の措置が講じられた。

令和元年においても、8月の前線に伴う豪雨や台風第15号、台風第19号等の災害が相次ぎ、普通交付税の繰上げ交付等を行ってきたが、令和元年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」においては、「防災・減災、国土強靱化の取組を更に強力に推進しなければならない。」とされ、令和2年度予算においても引き続き対応が求められた。

### (3) まち・ひと・しごと創生事業費の創設と普通交付税における算定

地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成27年度には「まち・ひと・しごと創生事業費」として1兆円が計上され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間である令和元年度まで同額が維持されてきた。

同事業費は、地方財政計画の一般行政経費に計上されており、令和元年度地方交付税の算定に当たっては、「地域の元気創造事業費」として4,000億円程度（うち100億円程度は特別交付税）、「人口減少等特別対策事業費」として6,000億円程度算定するとされた。このうち「地域の元気創造事業費」については、「行革努力分」として2,000億円程度、「地域経済活性化分」として1,900億円程度を算定するとされた。また、「人口減少等特別対策事業費」については、「取組の必要度」に応じて4,000億円程度、「取組の成果」に応じて2,000億円程度を算定するとされた。

令和2年度においては、新たな総合戦略に基づき各施策が推進されることとなり、まち・ひと・しごと創生事業費についても地方財政計画における取扱いが注目されていた。

### (4) 会計年度任用職員制度の創設

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、地方公務員の臨時・非常勤職員は平成28年4月現在で約64万人（平成24年から約4.4万人増）と増加してきた。

こうした中、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保する観点から、平成29年5月に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）が成立した。本改正では、一般職として会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化し、会計年度任用職員制度への必要な移行を図ることとされた。あわせて、会計年度任用職員について、期末手当の支給を可能とするとされた。

参議院総務委員会における同法案に対する附帯決議では、「現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われなければならない。そのために地方公共団体に対して適切な助言を行うとともに、制度改正により必要となる財源についてはその確保に努めること。」とされている。

会計年度任用職員制度は令和2年4月から施行することとされており、上記の附帯決議等も踏まえた財政的な対応が求められていた。

#### 4. 令和2年度地方財政対策策定までの経緯

##### (1) 「経済財政運営と改革の基本方針」における地方財政への言及

平成23年度以降、地方の一般財源総額について前年度を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの枠組みの下で地方財政計画が策定されており、令和元年度以降の枠組みについては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において示されている。

同方針に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」では、2019年度（令和元年度）から2021年度（令和3年度）までを「基盤強化期間」と位置付け、同期間内の地方の歳出水準については、「国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされている。また、「臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債等の債務の償還に取り組み、国・地方を合わせたPB黒字化につなげる。」とされている。

翌年の「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）では、「地方歳出についても、2020年度において、新経済・財政再生計画に定める目安に従って、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組み中で、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債などの債務の償還に取り組み、財政健全化につなげる。」とされた。また、「地方法人課税における新たな偏在是正措置により生じる財源（不交付団体の減収分）は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。」とされた。

##### (2) 令和2年度予算に係る地方交付税の概算要求

総務省は、令和元年8月末に行われた令和2年度予算概算要求に際し、新経済・財政再生計画を踏まえ、「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」するとして地方交付税を16.8兆円要求するとともに、地方交付税法第6条の3第2項に基づく法定率の引上げを事項要求した。

概算要求の際に総務省から示された「令和2年度地方財政収支の仮試算」によると、令和2年度の地方税等は約43.6兆円（対前年度約0.8兆円増）、地方交付税総額は約16.8兆円（同約0.6兆円増）、臨時財政対策債は約3.4兆円（同約0.1兆円増）を見込んでおり、一般財源総額は約64.0兆円（同約1.3兆円増）とされた。

なお、当該仮試算においては、地方法人課税における新たな偏在是正措置による影響を見込んでおらず、「偏在是正措置により生じる財源の取扱いについては、予算編成過程で必要な検討を行い、その全額を地方のために活用する。」とされた。また、「会計年度任用職員制度施行に伴い必要となる歳出については、予算編成過程で必要な検討を行う。」とされ、

概算要求の段階では具体的な歳出規模及び財源は示されなかった。

### (3) 国と地方の協議の場、財政制度等審議会及び地方財政審議会における議論

令和2年度地方財政対策の決定に先立ち、国と地方の協議の場、財政制度等審議会（財務大臣の諮問機関）、地方財政審議会（総務大臣の諮問機関）において、地方財政をめぐる諸課題について議論が行われており、それぞれの考え方が示されている。

#### ア 国と地方の協議の場における地方六団体の主張

地方六団体<sup>9</sup>は、令和元年10月31日に開催された国と地方の協議の場において、「地方創生及び地方分権改革の推進等について」とする資料を提出し、主に以下のとおり要請を行っている。

- ・ 地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保・充実すること。
- ・ 個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。
- ・ 臨時財政対策債については（中略）廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり（中略）引き続き発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すること。
- ・ 法人住民税法人税割の交付税原資化による偏在是正措置及び特別法人事業税・譲与税の創設による新たな偏在是正措置において生じる財源については、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上することにより、地方税財政制度全体として、より実効性のある偏在是正措置とすること。
- ・ 令和2年度から始まる会計年度任用職員制度の適正かつ円滑な導入に向け、期末手当の支給など制度改正に伴う適正な勤務条件の確保に必要な地方団体の財政需要の増加について、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。
- ・ 「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続し、（中略）その算定が「取組の必要度」から「取組の成果」に段階的にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体において、地方創生の目的を達成するには長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

#### イ 財政制度等審議会

財政制度等審議会が令和元年11月25日に取りまとめた「令和2年度予算の編成等に関する建議」では、地方財政について、主に以下の項目について指摘された。

- ・ 令和2年度（2020年度）においても、消費税率引上げによる増収（通年度化分）や税源の偏在是正効果が生じることも踏まえ、一般財源ルールの下で引き続き歳出の伸びを抑制しつつ、臨時財政対策債や交付税特会の借入金の縮減を着実に進めていくことが不可欠である。
- ・ 計画への計上額が決算の額を継続的に1兆円前後上回る試算結果となっている。

<sup>9</sup> 地方六団体は、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の六つの団体の総称であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3に規定されている全国的連合組織に位置付けられている。

その主な要因は追加財政需要の計画額と主な使用額の差額、国庫補助事業の不用に係る地方負担分の取扱いである。(中略) これらについては、使用実績を踏まえた地方財政計画への計上の適正化や不用額の精算など、取扱いの適正化が求められる。

- ・ 多くの交付団体が考える財政調整基金の積立ての考え方と実際の水準との間にギャップが生じていることも事実であり、計画と決算の乖離の是正とともに、地方交付税の配分のあり方を再検証する必要がある。
- ・ 地方財政計画には、地方単独事業をはじめとして、内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が多額の規模で存在している。これらについてはそもそも計上水準が適正かどうかの検証ができるようになっていない。
- ・ 重点課題対応分の効果や必要性の精査が不可欠である。

#### ウ 地方財政審議会

地方財政審議会は、令和元年12月13日に「今後目指すべき地方財政の姿と令和2年度の地方財政への対応についての意見」を取りまとめ、主に以下の点について指摘した。

- ・ 交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すべきである。
- ・ 地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債の発行を抑制すべきである。
- ・ 偏在是正により生じる財源を活用して、地方自治体が持続可能な地域社会の実現に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための歳出を地方財政計画に計上すべきである。地方交付税の算定に当たっては、地域社会の持続可能性への懸念が増大しつつある地方自治体に配慮して行うべきである。
- ・ 会計年度任用職員制度の導入に当たっては、各地方自治体が期末手当をはじめとする適切な給与等を支給するために必要となる歳出について、地方財政計画に適切に計上し、その財源を確実に確保すべきである。
- ・ 「まち・ひと・しごと創生事業費」の交付税算定については、地域の元気創造事業費において地方自治体の行政改革の取組を反映した算定を行っているが、「行革努力分」の算定指標のうち職員数削減率や地方債残高削減率については、児童虐待の防止や防災・減災対策の強化等の行政需要の変化に合わせて廃止し、現下の行政改革課題に対応した新たな算定指標を用いることを検討すべきである。
- ・ 地方財政計画は、国が地方自治体の標準的な行政を保障するために作成する歳入・歳出総額の見込額であることから、決算額をそのまま基礎として計画を作成することは適当ではない。(中略) 地方財政計画と決算との比較については、これまでも総務省において、両者が比較可能となるよう所要の調整を行った上で公表が行われている。それによれば、近年は、決算額が計画額を1～2兆円程度上回っている。
- ・ 歳入・歳出の変動は、基金で対応することが地方財政制度上の前提であり、一定水準の基金の確保は、財政運営上当然に必要なものである。(中略) 地方全体として基金の残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論や、地方の財源を削減するような議論は不適當である。

- ・ 一般行政経費（単独）等は、各地方自治体が、それぞれの地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に課題解決に取り組むためのものである。そのため、国が一義的にその実績や効果を判断するようなことは、地方自治体の自主性・主体性を損なうものであり、地方分権や地方創生の趣旨にも反する。

## 5. 令和2年度地方財政対策及び財政収支見通しの概要

### （1）総務・財務両大臣合意を経て決定された地方財政対策の概要

令和2年度地方財政対策については、令和元年12月18日付けで総務・財務両大臣の覚書が交わされており、このうち通常収支分の財源不足額への対応等は以下のとおりとされている。

令和2年度の地方財源不足額は4兆5,285億円となり、地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する状況は平成8年度以降25年連続して生じ、前年度からは約0.1兆円増加した。この地方財源不足額に対しては、以下ア、イ、ウのとおり補填措置を講ずるものとされている（図表3）。また、同覚書では令和4年度までは引き続き折半ルールを講ずることとされたが、折半対象財源不足を11年ぶりに解消した前年度に続き、2年連続して折半対象財源不足は生じず、臨時財政対策債の新規発行は行わないこととなった。一方、概算要求で事項要求されていた法定率の引上げは見送られた。

#### ア 財源対策債の発行 7,700億円

財源対策債は、地方債充当率の臨時的引上げにより増発される建設地方債（地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の地方債）であり、令和2年度は前年度より200億円少ない7,700億円とされた。

#### イ 地方交付税の増額による補填 6,187億円

##### ・ 一般会計における加算措置（既往法定分等） 5,187億円

一般会計加算（既往法定分等）は、過去の地方財政対策に基づき、後年度の地方交付税総額に加算することが地方交付税法附則に定められている額等である。令和2年度は、①平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額を国費で補填するため地方交付税法附則に基づき加算することとしている額（154億円）、②平成5年の公共事業等臨時特例債の利子負担額等について地方交付税法附則に基づき加算することとしている額（2,533億円）、③一体的乖離是正分<sup>10</sup>として過去の覚書に基づき加算することとしている額（2,500億円）の合計額（5,187億円）となる。

##### ・ 交付税特別会計剰余金の活用 1,000億円

交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）の借入金利子

<sup>10</sup> 三位一体の改革過程において、「ハードからソフトへ」と政策転換を進める地方の実態に伴い、投資的経費（単独）の決算額が計画額を下回る一方、一般行政経費（単独）の決算額が計画額を上回ることが指摘されていた。平成17年度から平成23年度にかけて地方財政計画と決算の一体的な乖離是正を図り、地方財政計画の歳出における投資的経費（単独）を減額する一方、一般行政経費（単独）を増額した。その際生じた財源不足については、当面、臨時財政対策債で対応し、本来折半ルールで対応し、国の一般会計から加算すべき分については、覚書により、後年度の地方交付税に加算することとされた。

予算額と実際に要した額の差などにより生じた同特別会計剰余金 1,000 億円を財源不足の補填に活用する。

### ウ 臨時財政対策債の発行 3兆1,398億円

令和2年度地方財政対策では折半対象財源不足額が生じなかったため、新たな財源を確保するための臨時財政対策債の発行は計上されなかったが、既往の臨時財政対策債の元利償還金相当額は折半対象財源不足額には含めないとされており、令和2年度はこれに係る臨時財政対策債の発行額3兆1,398億円が計上されている。

図表3 令和2年度における地方財源不足額の補填措置

		(単位:億円)	
令和2年度における 地方財源不足額  45,285	【折半対象以外の財源不足額】  45,285	ア 財源対策債の発行	7,700
		イ 地方交付税の増額による補填	6,187
		・ 一般会計における加算措置 (既往法定分等)	5,187
		・ 交付税特別会計剰余金の活用	1,000
	ウ 臨時財政対策債の発行	31,398	
	【折半対象財源不足額】		—

(出所)総務省資料より作成

なお、以上ア、イ、ウの措置のほか、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の金利変動準備金<sup>11</sup>を令和6年度までにかけて2,300億円活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、譲与額を前倒しで増額することとした。

### (2) 令和2年度地方交付税総額の状況(通常収支分)

以上の地方財政対策を踏まえ、一般会計から交付税特別会計に繰り入れる入口ベースの地方交付税は、15兆6,085億円(対前年度約0.1兆円増)とされ、交付税特別会計における加減算を経た地方交付税総額(出口ベースの地方交付税)は、16兆5,882億円(対前年度約0.4兆円増)となり、2年連続の増加となった。

<sup>11</sup> 公庫債権金利変動準備金は、平成20年8月に設立された地方公営企業等金融機構(平成21年6月に地方公共団体金融機構に改組)が、業務開始時に公営企業金融公庫から承継した資産・債務に係る金利変動リスクに対処するために設けられたものである。機構の業務が円滑に遂行されており、公庫債権金利変動準備金等が公庫債権管理業務の円滑な運営に必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額を国に帰属させるものとされている(地方公共団体金融機構法附則第14条)。

図表 4 令和 2 年度地方交付税総額の状況（通常収支分）

		(単位:億円)	
地方交付税総額 (出口ベース)	一般会計 (入口ベース)	所得税・法人税・酒税・消費税の 法定率分	153,253
	156,085 (対前年度575増)	国税減額補正精算分 (平成20、21、28年度分)	▲ 2,355
165,882 (対前年度4,073増)	特別会計	一般会計における加算措置 (既往法定分等)	5,187
		地方法人税の法定率分	14,564
		交付税特別会計借入金償還額	▲ 5,000
		交付税特別会計借入金支払利子	▲ 771
		交付税特別会計剰余金の活用	1,000
		返還金	4

(出所)総務省資料より作成

### (3) 令和 2 年度地方財政収支の見通し

上記の財源対策を前提とした令和 2 年度の地方財政全体の姿を示す地方財政収支の見通しを概観する(図表 5 及び図表 6)。ただし、計数は令和元年 12 月 20 日に公表された概数である。

#### ア 通常収支分(歳出及び歳入の概要)

令和 2 年度通常収支分の歳出・歳入規模は、約 90 兆 7,400 億円(対前年度約 1.1 兆円増)となった。なお、歳出総額から公債費、企業債償還費普通会計負担分及び不交付団体の水準超経費を除いた「地方一般歳出」は約 75 兆 8,500 億円となった。

歳出では、一般行政経費は、社会保障関係費の自然増等を背景として増加し、約 40 兆 3,800 億円(対前年度約 2.0 兆円増)となった。このうち単独分には会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に係る経費 1,690 億円が含まれている。また、一般行政経費のうち、平成 27 年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」は、引き続き 1 兆円が計上されるとともに、地域社会の維持・再生に取り組むための経費として「地域社会再生事業費(仮称)」が新たに 4,200 億円計上された。なお、令和元年度は 2,700 億円計上されていた「重点課題対応分<sup>12</sup>」は一般行政経費(単独)に含めて計上された。

維持補修費は約 1 兆 4,500 億円(対前年度約 0.1 兆円増)計上された。このうち令和元年台風第 19 号による大規模な浸水被害等が相次ぐ中、維持管理のための河川等の浚渫(しゅんせつ)(堆積土砂の撤去等)が重要であるとして「緊急浚渫推進事業費(仮称)」が新設され、900 億円が計上された。なお、同事業の事業費は、令和 2 年度から令和 6 年度までで 4,900 億円の見込みとされている。

<sup>12</sup> 地方の重点課題である自治体情報システム改革、高齢者支援、森林吸収源対策等の推進に取り組むための経費として平成 28 年度に創設された。

図表5 令和2年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分）

（単位：億円、％）

項目		令和2年度 (見込)	令和元年度	増減率 (見込)
歳入	地方税	409,366	401,633	1.9
	地方譲与税	26,086	27,123	▲ 3.8
	地方特例交付金	2,007	4,340	▲ 53.8
	地方交付税	165,882	161,809	2.5
	地方債	92,783	94,282	▲ 1.6
	うち臨時財政対策債	31,398	32,568	▲ 3.6
	復旧・復興事業一般財源充当分	▲ 86	▲ 90	▲ 4.4
	全国防災事業一般財源充当分	▲ 335	▲ 312	7.4
	歳入合計	約 907,400	895,930	約 1.3
	「一般財源」 (水準超経費を除く交付団体ベース)	634,318 617,518	627,072 606,772	1.2 1.8
歳出	給与関係経費	約 202,900	203,307	約 ▲ 0.2
	退職手当以外	約 187,600	187,685	約 ▲ 0.0
	退職手当	約 15,300	15,622	約 ▲ 2.1
	一般行政経費	約 403,800	384,197	約 5.1
	うち補助分	約 227,200	214,845	約 5.8
	うち単独分	約 147,500	144,504	約 2.1
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0.0
	うち地域社会再生事業費(仮称)	4,200	-	皆増
	公債経費	約 117,000	119,088	約 ▲ 1.8
	維持補修費	約 14,500	13,491	約 7.5
	うち緊急浚渫推進事業費(仮称)	900	-	皆増
	投資的経費	約 127,600	130,153	約 ▲ 2.0
	うち直轄・補助分	約 66,500	69,077	約 ▲ 3.7
	うち単独分	約 61,100	61,076	約 0.0
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	3,000	3,000	0.0
	公営企業繰出金	約 24,900	25,394	約 ▲ 1.9
	うち企業債償還費普通会計負担分	約 15,100	15,383	約 ▲ 1.8
	水準超経費	16,800	20,300	▲ 17.2
歳出合計	約 907,400	895,930	約 1.3	
(水準超経費を除く交付団体ベース)	約 890,600	875,630	約 1.7	
地方一般歳出	約 758,500	741,159	約 2.3	

(注) 計数は精査の結果、異動する場合がある。

(出所) 総務省「令和2年度地方財政対策の概要」(令和元年12月20日)より作成

投資的経費は約 12 兆 7,600 億円(対前年度約 0.3 兆円減)が計上され、このうち単独事業分については約 6 兆 1,100 億円(同約 0.0 兆円増)となった。単独事業分のうち、「緊急防災・減災事業費」は対象事業を①指定避難所や災害対策の拠点施設等の浸水対策、②洪水浸水想定区域等からの消防署の移転に拡充した上で、前年度と同額の 5,000 億円が計上された。また、単独事業分のうち「緊急自然災害防止対策事業費」は対象事

業を①道路防災、②急傾斜地崩壊、③農業水利施設に係る事業に拡大した上で前年度と同額の3,000億円が計上された<sup>13</sup>。

歳入では、地方税が40兆9,366億円(対前年度約0.8兆円増)、地方譲与税が2兆6,086億円(同約0.1兆円減)となった。地方交付税については、既述のとおり、入口ベースの15兆6,085億円(同約0.1兆円増)に対し、出口ベースは16兆5,882億円(同約0.4兆円増)となっている。

地方特例交付金は、自動車税減収補填特例交付金(211億円)、軽自動車税減収補填特例交付金(48億円)、個人住民税減収補填特例交付金(1,749億円)を合わせて2,007億円が計上された。

地方債については、地方財政計画に計上される普通会計分が9兆2,783億円<sup>14</sup>(対前年度約0.1兆円減)となり、地方債依存度<sup>15</sup>は10.2%程度と前年度(10.5%)より低下した。なお、地方債のうち、臨時財政対策債の発行は、既述のとおり3兆1,398億円(同0.1兆円減)となり、3年連続の減少となった。

以上の結果、地方一般財源総額<sup>16</sup>は63兆4,318億円(対前年度約0.7兆円増)、水準超経費を除く交付団体ベースで61兆7,518億円(同約1.1兆円増)となり、いずれも令和元年度の水準を上回る額が確保されることとなった。

## イ 東日本大震災分(復旧・復興事業及び全国防災事業)

### ・ 復旧・復興事業

令和2年度における東日本大震災分の復旧・復興事業は、歳入・歳出規模が約9,000億円(対前年度約0.2兆円減)となっている。

歳出では、直轄・補助事業費が約8,100億円(対前年度約0.2兆円減)、地方単独事業費が800億円(同約0.0兆円減)となった。

これらに対応する歳入には、震災復興特別交付税3,742億円、国庫支出金約5,100億円、地方債15億円、一般財源充当分86億円が計上されている。

震災復興特別交付税は、被災団体における復旧・復興事業経費の地方負担分、地方単独事業分及び地方税等の減収分を国が全額措置するため、平成23年度第3次補正予算で創設されたものである。令和2年度の震災復興特別交付税3,742億円(年度調整分319億円を除いた予算額は3,423億円)により措置する財政需要のうち、直轄・補助事業の地方負担分が2,942億円、地方単独事業分が406億円、地方税等の減収分が394億円となっている。なお、平成23年度から令和2年度分までの予算額の累計額(不用額を除く)は5兆4,090億円となる。

<sup>13</sup> 緊急防災・減災事業及び緊急自然災害防止対策事業の両事業については、対象事業の拡充のほか、令和2年度までに建設工事に着手した事業について令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずる経過措置を設けることとされた。

<sup>14</sup> 通常収支分の地方債計画総額(普通会計分と公営企業会計等分の合計)は、11兆7,336億円である。

<sup>15</sup> 歳入総額に占める地方債の割合。

<sup>16</sup> 地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額から、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分の合計額を控除したもの。

・ 全国防災事業

令和2年度における東日本大震災分の全国防災事業は、歳入・歳出総額が1,092億円となっている。全国防災事業は平成27年度限りで終了したため、新規事業は計上されておらず、これまで実施してきた全国防災事業に係る公債費(地方債の元利償還金)として1,092億円が計上されている。

これに対応する歳入には、地方税756億円、一般財源充当分335億円、雑収入1億円が計上されている。

図表6 令和2年度地方財政収支見通しの概要(東日本大震災分)

		(単位:億円、%)		
		令和2年度 (見込)	令和元年度	増減率 (見込)
<b>(1) 復旧・復興事業</b>				
	項目			
歳入	震災復興特別交付税金	3,742	4,049	▲ 7.6
	国庫支出金	約 5,100	6,768	約 ▲ 24.6
	地方債	15	12	25.0
	一般財源充当分	86	90	▲ 4.4
	計	約 9,000	10,987	約 ▲ 18.1
歳出	直轄・補助事業費	約 8,100	9,992	約 ▲ 18.9
	地方単独事業費	800	853	▲ 6.2
	うち地方税等の減収分見合い歳出	394	356	10.7
	計	約 9,000	10,987	約 ▲ 18.1
<b>(2) 全国防災事業</b>				
	項目			
歳入	地方税	756	745	1.5
	一般財源充当分	335	312	7.4
	雑収入	1	1	0.0
	計	1,092	1,058	3.2
歳出	公債費	1,092	1,058	3.2
	計	1,092	1,058	3.2

(注) 計数は精査の結果、異動する場合がある。

(出所) 総務省「令和2年度地方財政対策の概要」(令和元年12月20日)より作成

(4) 地方六団体による評価

令和2年度予算(概算)の閣議決定と同日、地方六団体からは、「令和2年度地方財政対策等についての共同声明」が公表され、「地方税が増収となる中で、地方交付税について前年度を上回る16.6兆円を確保するとともに、地方の一般財源総額について、社会保障関係費、防災・減災対策、会計年度任用職員制度の導入等に係る歳出の増を踏まえ、前年度を上回る63.4兆円を確保したことは高く評価する。」とされた。

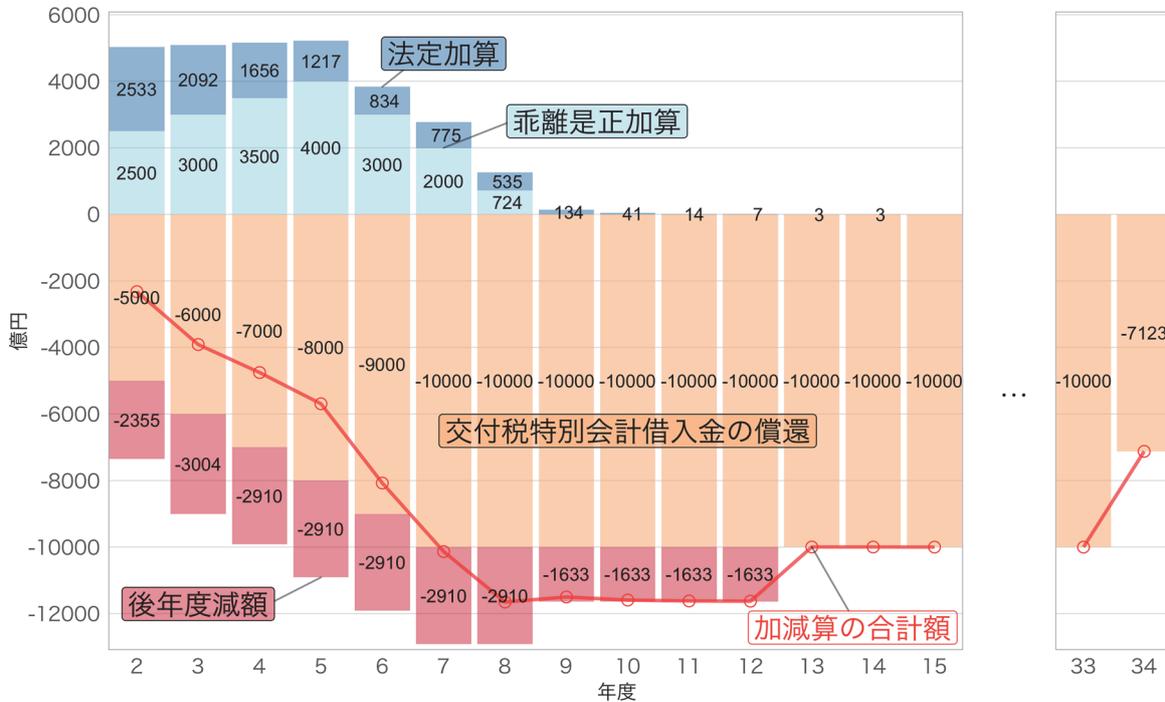
6. 主な論点等

(1) 今後の地方交付税総額と地方財政の健全化

令和2年度地方財政対策では、地方税収及び地方交付税総額の増加を背景に、概算要求時には対前年度で増加が見込まれていた臨時財政対策債を縮減するとともに、前年度を上

回る一般財源総額を確保した。また、2年連続して折半対象財源不足が生じず、臨時財政対策債は既往債の元利償還に起因する計上のみとなり、その残高も令和2年度末で0.5兆円縮小する見込みである。

図表7 今後の地方交付税総額に加減算される額（令和2年度～令和34年度）



- (注1) 「法定加算」とは地方交付税法附則第4条の2第3項に基づく加算である。
  - (注2) 「乖離是正加算」とは、平成17年度から平成23年度にかけて行われた計画額と決算額の一体的乖離是正に際して生じた財源不足のうち折半ルール対象分について、覚書により後年度の地方交付税総額に加算することとされているものである。
  - (注3) 「交付税特別会計借入金の償還」とは、「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）附則第4条に基づくものである。
  - (注4) 「後年度減額」とは、地方交付税法附則第4条の2第4項の臨時財政対策債振替加算に係る後年度減額と同条第5項の国税決算精算分の繰延べに係る後年度減額の合算額である。
  - (注5) 平成29年度税制改正による配偶者控除の見直し等の減収補填として、地方交付税法附則第4条の2第1項に基づき、当分の間、加算することとされている154億円は除いている。
- (出所) 地方交付税法の条文等により筆者作成

他方、図表7で地方交付税総額に対する加減算を長期的視点で概観すると、地方交付税法附則等により地方交付税総額に加算する額は徐々に少なくなる一方で、過去の債務の償還等により地方交付税総額から減額される額は徐々に大きくなり、その後も高い水準で推移する見込みである。

具体的には、地方交付税法附則等に基づき国の一般会計から地方交付税総額に加算する額は令和2年度は5,033億円だが、令和8年度には1,259億円、令和9年度には134億円と徐々に減少し、令和15年度以降は加算されないこととなる<sup>17</sup>。また、国税収入の減等に

<sup>17</sup> このほか、地方交付税法附則第4条の2第1項に基づき平成29年度税制改正による配偶者控除の見直し等の減収補填として、当分の間、154億円を加算することとされている。

よる後年度精算分として令和3年度に3,004億円、令和4年度から令和8年度までそれぞれ2,910億円、令和9年度から令和12年度までそれぞれ1,633億円が地方交付税総額から減額される。さらに、交付税特別会計借入金の償還のために減額される額は次第に増加し、令和7年度から令和33年度までは毎年1兆円を予定している。

地方交付税総額からの減額が予定されている中、人口減少や高齢化、公共施設の老朽化対策等により地方の財政需要はますます増加している。地方の財政需要の増に対応した毎年度の財源確保と、平成30年度末で残高が54.0兆円となる臨時財政対策債及び31.6兆円となる交付税特別会計借入金の償還をいかにして両立していくのか、法定率の引上げ等も含め、持続可能な地方行財政基盤の確立に向けた財源の確保を引き続き検討していく必要がある。

## (2) 偏在是正措置で生じた財源による新たな算定費目の活用

平成20年度税制改正の偏在是正措置による財源は、「地方再生対策費」(4,000億円程度)として算定され、「特に財政の厳しい地域に重点的に配分」することとされた。総務省の試算によると、同対策費は人口1万人規模の市町村で基準財政需要額の2.7%、人口5千人規模で2.9%を占めるとされており<sup>18</sup>、小規模団体にとっては重要な財源となっていた。

「地方再生対策費」は平成24年度に「地域経済・雇用対策費」に整理・統合されたが、平成29年度まで存続していた。一方、東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)へは23年連続で転入超過となるなど、地方からの人口流出が継続している状況にある<sup>19</sup>。

令和2年度地方財政対策においては、「地域社会再生事業費(仮称)」(4,200億円程度)が設けられ、①全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している団体、②人口密度が低く持続可能性の深刻な危機に直面している地域の人口が多い団体の経費をそれぞれ割増しすることとしており、財政状況が厳しい小規模団体にとっては、平成20年度に創設された「地方再生対策費」と同様に重要な財源になると考えられる。

今回の偏在是正財源を活用して創設される事業費が地域社会の維持・再生に寄与し、「都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため」という偏在是正措置創設当初の理念の実現に資するかが問われることになる。

## (3) 防災・減災対策の推進に係る今後の財政措置

令和2年度地方財政対策においては、令和元年8月の前線に伴う豪雨や台風第15号、台風第19号など災害が相次いだことを受け、緊急浚渫推進事業費(仮称)の創設、緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の対象事業の拡充、森林環境譲与税の前倒しでの増額、技術職員の充実に係る地方財政措置等を行うこととされた。

特に、緊急浚渫推進事業費については、高市総務大臣は地方財政対策決定後の記者会見

<sup>18</sup> 総務省「平成20年度地方財政計画の概要」〈[https://www.soumu.go.jp/iken/pdf/080125\\_2\\_2.pdf](https://www.soumu.go.jp/iken/pdf/080125_2_2.pdf)〉(令和2年1月22日最終アクセス)

<sup>19</sup> 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告2018年結果 結果の概要」(平成31年1月)〈<https://www.stat.go.jp/data/idou/2018np/kihon/pdf/gaiyou.pdf>〉(令和2年1月22日最終アクセス)

において、「私の悲願でもありました新たな政策」とした上で、「地方単独事業ではなかなかできないということで、思い切って総務省として対策をとることを決断したもの」と述べており<sup>20</sup>、地方六団体も前述の共同声明において、こうした防災・減災対策について「高く評価する」としている。

一方、緊急防災・減災事業は復興・創生期間の令和2年度まで、緊急自然災害防止対策事業は「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期間の令和2年度までとなっており、今後の取扱いが注目される。災害からの復旧・復興にとどまらず、今後起こりうる災害に備えた防災・減災についても、先取りした対応が求められる。

#### （４）まち・ひと・しごと創生事業費の算定の在り方

平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」は、これまで毎年度1兆円が計上されてきており、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が始まる令和2年度も1兆円が計上されることとなった。

地方財政計画に計上された同事業費は、地方交付税の算定においては、「地域の元気創造事業費」（4,000億円程度）及び「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円程度）として算定されてきた。「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）に盛り込まれた「経済・財政再生計画」において、「頑張る地方を支援できるよう、地域の活性化、歳出改革・効率化及び歳入改革などの行財政改革、人口減少対策等の取組の成果を一層反映させる観点から計画期間中のできるだけ早期に地方交付税をはじめとした地方財政制度の改革を行う。」とされている。これを踏まえ、地域の元気創造事業費のうち2,000億円程度は「行革努力分」として地方団体の人件費削減率、ラスパイレス指数<sup>21</sup>、職員数削減率、地方債残高削減率等の補正係数を講じて算定されてきた。

一方、行革努力分については、前述のとおり地方財政審議会から、児童虐待の防止や防災・減災対策の強化等の行政需要の変化に合わせて見直すことを検討すべきとの指摘が行われている。同事業費における補正係数等の算定方法の詳細については、例年7月又は8月に閣議報告される普通交付税大綱の決定とともに総務省令で定められることとなる。今後、「取組の成果」に応じた算定や「行革努力分」の算定の在り方等も含め、真に必要な地域に財源が配分されるよう、更なる議論が期待される。

#### （５）会計年度任用職員制度の施行に伴う財源確保と運用上の課題

会計年度任用職員制度が令和2年度から施行されることに伴う期末手当の支給等に係る経費については、一般行政経費（単独）に1,690億円、公営企業繰出金に48億円が増額計上されることとなり、地方六団体から評価する旨の声明が出されている。

一方、一部の地方団体において、期末手当を支給する代わりに月例給を引き下げようと

<sup>20</sup> 総務省「高市総務大臣予算折衝・地方財政対策関係記者会見の概要」（令和元年12月18日）〈[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/kaiken/01koho01\\_02000012.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000012.html)〉（令和2年1月22日最終アクセス）

<sup>21</sup> ラスパイレス指数とは、国家公務員行政職（一）職員の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職職員の給与水準を表すものである。

する動きも指摘されている<sup>22</sup>。これに対して総務省は「財政上の制約のみを理由に、新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬を削減することは適切でない」と国会で答弁している<sup>23</sup>。また、令和元年12月には「会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について」との通知を発出し、「単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ること」や、「単に財政上の制約のみを理由として、期末手当の支給について抑制を図ることや、新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬について抑制を図ること」は、「改正法の趣旨に沿わないものである」としている。

今後の人口減少や高齢化の進展に伴い、行政需要が複雑化・多様化する中、会計年度任用職員に期待される役割は大きくなっていくものと考えられる。会計年度任用職員の期末手当の支給等に係る経費については、今後、一般行政経費（単独）の中で地方財政計画に計上されることとなるが、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に適合した運用に向け、地方団体に適切な助言を行うとともに、継続的にその実施状況を調査し、既述の附帯決議の趣旨も踏まえ、実態に即した財源の確保を行っていく必要がある。

## 7. おわりに

令和2年度地方財政対策では、一般財源総額を前年度から増額確保するとともに、地方交付税総額を増額しつつ臨時財政対策債を縮減させるなど、地方からも評価される内容となった。

他方、人口減少や高齢化への対応を始めとして地方の財政需要は増加を続けており、対策が求められている。これまで地方団体においては、主に投資的経費の抑制や職員の削減等による行政経費の効率化等によって対応してきたが、防災・減災対策の推進、公共施設の老朽化対策、臨時・非常勤職員の処遇改善、児童虐待の防止など、地方団体に求められる役割はむしろ大きくなっている。

臨時財政対策債の縮減や交付税特別会計借入金の償還といった財政健全化に向けた要請も強まる中、こうした財政需要の増加にいかに対応していくかが問われている。一般財源総額の規模や地方交付税の法定率の引上げ等も含め、令和の時代も持続可能な地方行財政基盤の確立に向け、更に踏み込んだ検討が求められよう。

(うちやま ゆうき)

---

<sup>22</sup> 『朝日新聞』（令和.12.2）等

<sup>23</sup> 第200回国会参議院行政監視委員会会議録第1号25頁（令和.11.25）